

(別紙)

多野藤岡医療事務市町村組合院内保育所運営業務委託仕様概要書

多野藤岡医療事務市町村組合院内保育所（以下「保育所」という。）の運営は、下記により行うものとする。

1 目的

医師・看護師等の人材確保、子育て支援の観点から、働きやすい職場環境の実現を目指す。

2 業務対象施設の整備計画概要

- ① 名称 多野藤岡医療事務市町村組合院内保育所
- ② 所在地 群馬県藤岡市中栗須 813 番地の 1
- ③ 定員 10 名
- ④ 構造 鉄筋コンクリート 3 階建の 1 階部分
- ⑤ 床面積 156.2 m²（別紙平面図参照）

3 保育所の業務委託に関する基本的な考え方

- ① 児童福祉法及び関係法令等を遵守し、認可外保育施設指導監督の指針（平成 14 年 7 月 12 日 雇児発第 0712005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を基本として、保育所運営を実施すること。
- ② 乳幼児の福祉を積極的に増進するよう努め、保護者との連携を図り、乳幼児が健康、安全な生活ができる環境に配慮すること。また、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- ③ 受託者は、労働基準法、消防法等の関係法令に従い、業務を実施すること。

4 保育所の運営に関する業務基準

- ① 保育日
 - ・通常保育 月～土曜日（祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く）
 - ・病児保育 月～金曜日（祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く）
- ② 保育時間等
 - ・通常保育 午前 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで（1 日 13 時間）
 - ・夜間保育 週 2 日は 24 時間保育を実施
 - ・一時保育 職員のニーズに応じて、一時保育を認める（事前登録制）
 - ・病児保育 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで（1 日 10 時間）
- ③ 保育対象年齢
 - 生後 57 日目から小学校就学前
- ④ 給食及びおやつ
 - 受託者で用意し、これに係る経費は受託者が保護者から実費を徴収するものとする。

5 費用負担

保育所運營業務に伴う費用等の負担については、次の基本的な考え方のおりとし、具体かつ詳細の費用負担区分については、受託候補者が決定した後に、別途、協議決定するものとする。

また、保育に必要となる物品の持参や費用の徴収を保護者に求める場合は、事前に管理者と協議すること。

(1) 組合が負担する費用

- ① 保育所運営に必要な設備、初期における備品
- ② 光熱水費
- ③ 施設の維持管理、修繕経費
- ④ その他、病院組合が負担することが相当と考えられる費用等

(2) 受託者が負担する費用

- ① 業務に従事する職員の健康管理、研修に係る費用
- ② 日常業務に必要な消耗品及び保育教材費（業務用パソコン等を含む）
- ③ 保育施設賠償責任保険料
- ④ (1) の④以外の費用等

6 見積条件

以下の想定利用者数等により、年額の委託費見積額を併せて記載し、内訳として通常保育と病児保育の見積額にわけて付記すること。

なお、委託料積算の基本方針、ルール等がある場合は、その概要も付記すること。

- ① 通常保育に関しては、0歳児1名、1～2歳児6名、3歳児以上3名の計10名とし、年間294日開所するものとする。
- ② 夜間保育に関しては、保育乳幼児3名（保育士2名以上）、週2回、年間104日実施とする。
- ③ 一時保育は、利用なしとすること。
- ④ 病児保育における事業類型については、「病児保育事業の実施について」（令和2年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙、病児保育事業実施要綱の(1)病児対応型並びに(2)病後児対応型のおりとする。